

平成21年8月31日

首席矯正処遇官（処遇担当）

死刑確定者の洗濯について

標記について、本年9月1日から、下記のとおり実施することとしたので了知されたい。

なお、平成20年1月22日付け当職指示第7号「死刑確定者の洗濯について」は廃止する。

記

- 1 洗濯は、休庁中を除く毎日、各舎房又は洗濯工場において実施する。
 - 2 週のうち4回は各舎房において実施し、残る1回は洗濯工場において実施する（週の開庁日の日数に關係なく1回は洗濯工場で実施する。）。
- なお、各舎房の洗濯工場における洗濯実施日については、別途、指示する。
- 3 各舎房での洗濯点数は、未決拘禁者と同じ3点以内とする。また、洗濯工場での洗濯点数は12点以内とする。
 - 4 以下の衣類及び寝具類（タオルケット、枕カバー、シーツ、布団カバーは除く）の洗濯は、各舎房、洗濯工場においても実施しない。ただし、毛布の洗濯については、宅下げを依頼することができる親族等がいない等、相応の事情がある場合に限り、年1回、洗濯工場において実施して差し支えない。
- (1) 革製の衣類（革ジャンバー等）やダウン製の衣類（ジャケット、ベスト）等、専門的な技術を必要とする衣類
- (2) ビニール製の衣類（ヤッケ等）等、乾燥機の使用により変形のおそれがある衣類
- (3) 中綿を有する衣類（半てん等）等、著しく乾燥時間が長い衣類
- (4) 色の濃いジーンズ製の衣類（ジーパン、Gジャン等）等、色落ちの可能性があるため、他の洗濯物と一緒に洗濯できない衣類
- (5) 上記のほか、著しく高価な衣類等及び管理上の支障があると認められる衣類等

5 その他

- (1) 舎房と洗濯工場で洗濯する衣類の種類については、その区別を設けない。
- (2) 女区については、上記1, 2, 3によらず、舎房で実施するものとし、週のうち1回は洗濯点数を12点以内とする。ただし、下着以外の洗濯物で必要があると認められる場合、洗濯工場での洗濯を実施して差し支えない。
- (3) 洗濯の方法等は、他の被収容者と同様とし、柔軟仕上げ剤やアイロンの使用等は認めない。
- (4) 本指示の内容については、当該死刑確定者の処遇を担当する主任矯正処遇官等が、個別に告知する。また、洗濯の実施によって、伸縮や破損、汚損のおそれがあることを周知させるとともに、これらを承知した上で洗濯を願い出る旨の願せん（様式については、別途指示する。）を徴するものとする。

なお、上記願せんの提出に応じない場合には、本指示に基づく洗濯は実施しない。